



埼玉県報

第 2936 号
平成 29 年(2017 年)
9 月 19 日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 明戸北部土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

正誤

- 埼玉県選管告示第 64 号中訂正（選挙管理委員会）
- 埼玉県選管告示第 20 号中訂正（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール本庄計画

埼玉県本庄市中央二丁目千五百九十五番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 計画地南側の第一種及び第二種住居地域内の縦道路は幅員は狭く、すれ違いができないため、車両の進入対策について対応をお願いします。
- (2) 計画地東側道路の交通量増加に伴う、近隣住民の出入りの安全対策について対応をお願いします。
- (3) 計画地に隣接している道路は、通学路となっています。工事車両の通行時間帯の配慮や開店後の特売日での交通指導員の配慮をお願いします。児童、生徒への安全に配慮してください。

二 縦覧期間

平成二十九年九月十九日から平成二十九年十月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

告 示

埼玉県告示第千二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

埼玉県新座市東北二丁目三十二番十二号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本和典

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ハ 変更年月日

平成二十七年二月一日

ニ 届出年月日

平成二十九年九月五日

二 縦覧期間

平成二十九年九月十九日から平成三十年一月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月十九日から平成三十年一月十九日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

埼玉県新座市東北二丁目三十二番十二号外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三〇八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一四〇台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五五九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四一二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 六か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十年五月六日

ニ 届出年月日

平成二十九年九月五日

二 縦覧期間

平成二十九年九月十九日から平成三十年一月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月十九日から平成三十年一月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ入間店

埼玉県入間市東藤沢二丁目九番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ケーズデンキ新入間店

埼玉県入間市東藤沢二丁目九番一外

（変更後） ケーズデンキ入間店

埼玉県入間市東藤沢二丁目九番一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後） 株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

（変更後） 株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本忠

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十七日外

ニ 届出年月日

平成二十九年九月七日

二 縦覧期間

平成二十九年九月十九日から平成三十年一月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月十九日から平成三十年一月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エルシーモール花園

埼玉県深谷市荒川四百四十外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 三千二百六十四平方メートル

（変更後） 二千七百六十二平方メートル

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 一四六台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 一二六台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 二六四平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 二四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 三六・一立方メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 二六・六立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） ウエルシア薬局株式会社 午前十時から午後九時

株式会社セリア 午前十時から午後九時

マルコ株式会社 午前十時から午後九時

株式会社エービーシー・マート 午前十時から午後九時

株式会社セブーン・イレブン・ジャパン 午前零時から翌午前零時

（変更後） ウエルシア薬局株式会社 午前零時から翌午前零時

株式会社セリア 午前十時から午後九時

マルコ株式会社 午前十時から午後九時

株式会社エービーシー・マート 午前十時から午後九時

株式会社セブンーイレブン・ジャパン 午前零時から翌午前零時
来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後九時三十分(一部午前零時から翌午前零時)

(変更後) 午前零時から翌午前零時

ハ 変更年月日

平成二十九年九月一日外

ニ 届出年月日

平成二十九年八月三十一日

二 縦覧期間

平成二十九年九月十九日から平成三十年一月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年九月十九日から平成三十年一月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
明戸北部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年九月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	塚 田 勝 正	埼玉県深谷市蓮沼五十六番地六
同	長谷川 雄 治	同 熊谷市永井太田千七十一番地二
同	小久保 幸 伯	同 同 八百八十八番地

告 示

埼玉県教委告示第二十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十九年九月十九日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成二十九年九月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 平成三十年度当初教育局等職員人事異動方針について
- ロ 平成二十九年教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について
- ハ 平成二十九年優秀な教職員の表彰について
- ニ その他

正 誤

埼玉県選管告示第六十四号（平成十九年六月五日第千八百八十一号）中訂正

ページ 段 行
二十一 上 後から七

誤

第二条の二の次に次の一条を加える。

正

目次中「第二条・第二条の二」を「第二条―第三条」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第四条から第六条まで 削除

第二章中第二条の二の次に次の一条を加える。

正 誤

埼玉県選管告示第二十号（平成二十九年六月一日号外第十一号）中訂正

ページ 行

一 前から二十二

誤

「登録された者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）」とあるのは「記載された者」

正

「登録された者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）」とあるのは「登録された者」